

令和5年度福島県立高等学校入学者 前期選抜募集要項

福島県立福島工業高等学校・定時制
〒960-8003 福島市森合字小松原1番地
電話 (024)557-1395(代)
電話 (024)557-5233(直)
FAX (024)556-0405
URL:https://fukushima-th.fcs.ed.jp/

〔 飯坂線電車：美術館図書館前下車
バス：工業高校前下車 〕

1 通学区域

「福島県立高等学校の通学区域に関する規則」により、本校は県下一円とする。

2 募集定員

課程	学科	特色選抜	一般選抜	修業年限
定時制 (夜間)	工業科 ※1	40名の20%程度	40名 (特色選抜の合格者の数を含める)	4年 (3年以上 ※2)

※1 2年次から本人の希望・適性により「機械コース」と「建築コース」に分かれて専門教科の学習を行う

※2 本人の希望・適性により、本校における授業の他に、実務代替、技能審査の成果、定通併修などの制度で単位修得し、3年間で卒業できる「3年修了制」がある。

3 出願資格

本校に入学を出願することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校若しくは中等教育学校の前期課程（以下「中学校」という。）を卒業又は修了した者、あるいは令和5年3月卒業見込又は修了見込の者（以下「卒業生及び卒業見込の者」という。）
- (2) 中学校卒業者と同等以上の学力があると認められる者
 - ① 外国において、学校教育における9年の課程を修了した者
 - ② 文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
 - ③ 文部科学大臣の指定した者
 - ④ 就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則（昭和41年文部省令第36号）により、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者
 - ⑤ 高等学校において、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

4 志願してほしい生徒

本校では、校訓「誠実・勤労・健康」のもと、主に機械と建築を専門とする定時制高校で、ものづくりのスペシャリスト育成を目指している。工業に関する知識や技術の習得と資格取得等に意欲的に取り組む生徒を求めている。

特色選抜では、年齢を問わず昼間働いて夜間に学ぶ方々のために次のような生徒を求めている。

- ① 働きながら学ぶ意欲のある者。
- ② ものづくりに興味関心のある者。
- ③ 資格取得に意欲のある者。

5 出願方法

- (1) 中学校卒業生及び卒業見込の者は、在学（出身）中学校長を通して、本校校長に出願する。
- (2) 上記(1)以外の者は、直接、本校校長に出願する。

6 併願の取扱い

- (1) 志願者は、本校に限り特色選抜と一般選抜のいずれか又は両方に出願することができる。
- (2) 本校の定時制の課程を志願する者は、本校の全日制の課程に志願することはできない。
- (3) 特色選抜と一般選抜の併願者は、特色検査・特色面接を実施する。

7 出願期間

令和5年2月3日（金）から2月8日（水）までとする。

受付時間は、午前9時から午後4時までとし、出願最終日は午前9時から正午までとする。

ただし、土曜日、及び日曜日祝日は受け付けない。

県外等から郵送により出願する場合は、速達・書留（簡易書留）とし、返信用封筒（長形3号）に中学校の住所、校長名を記入し、664円分の切手（速達・簡易書留）を貼付したものを同封の上、

令和5年2月8日（水）正午までに**必着**とする。その場合、事前に本校校長に連絡する。

8 出願に必要な書類

- (1) 中学校卒業後及び卒業見込の者
 - ① **入学願書**（県教育委員会において作成したもの）
 - ② **令和5年度福島県立高等学校入学志願に関する調査書**（中学校作成のもの）
定時制の課程を志願する年齢20歳以上の者も調査書（中学校作成のもの）を提出する。なお、提出期間は令和5年2月14日（火）から2月15日（水）までとする。受付時間は、午前9時から午後4時までとする。
 - ③ **特色選抜志願理由書**（本校において作成したもの）
ただし、一般選抜のみに出願する志願者については不要とする。
 - ④ **受験票用紙**（県教育委員会において作成したものに、受験番号欄の学科名、中学校名、志願者氏名を記入したもの）
 - ⑤ **入学検定料納付済証明書用紙**（県教育委員会において作成したものに、中学校名、志願者氏名及び出願課程名を記入したもの）
- (2) 上記(1)以外の者
 - ① **入学願書**（上記(1)①に同じ）
 - ② **特色選抜志願理由書**（上記(1)③に同じ）
ただし、一般選抜のみに出願する志願者については不要とする。
 - ③ **健康診断書**（令和5年1月以降に医師の診断を受けたもの）
ただし、「3 出願資格」の「(2) 中学校卒業者と同等以上の学力があると認められる者」の②に相当する者については、健康診断書の提出を免除する。
 - ④ **履修証明書、学習成績証明書**
ただし、やむを得ない事情がある場合は、それに代わるもの。
 - ⑤ **受験票用紙**（県教育委員会において作成したものに、受験番号欄の学科名、中学校名、志願者氏名を記入したもの）
 - ⑥ **入学検定料納付済証明書用紙**（県教育委員会において作成したものに、志願者氏名及び出願課程名を記入したもの）
 - (3) 中学校長は、本校校長に入学願書を提出するとき、**前期選抜志願者名簿**を添付する。
 - (4) 入学願書には、入学検定料として、定時制950円の「**福島県収入証紙**」を貼付する。
ただし、志願者において消印しない。

9 自己申告書の提出

中学校において不登校であった志願者については、本人の希望により、長期欠席等の理由などを記載した**自己申告書**を出願に際して本校校長に提出できる。

提出できる者は、不登校による欠席日数が1年間で30日以上とするが、30日未満の日数であっても希望する者は提出することができる。

また、保健室等登校であった者も、その日数が1年間で30日以上の場合提出できるが、30日未満の日数であっても希望する者は提出することができる。

提出及び受領は次の方法により行う。

- (1) 志願者は、必要事項を記入した後、厳封の上、本校校長あて親展とし、書留で郵送するか又は持参する。郵送の場合には、志願者の住所、氏名を記入し、84円切手を貼付した返信用封筒（長形3号）を同封する。
- (2) 自己申告書の提出があった場合、本校校長は、自己申告書受領書を交付する。
- (3) 提出期間は、令和5年2月14日（火）から2月15日（水）までとする。
郵送の場合には、2月15日（水）の消印有効とする。
持参の場合の受付時間は、午前9時から午後4時までとする。

10 県外等からの出願

(1) 隣接県の隣接学区内からの出願については、別に隣接県教育委員会と福島県教育委員会が相互に定める入学志願者の取扱いに関する協定によるものとする。

(2) 上記(1)以外の県外からの志願者は、上記8に示した出願書類のほかに、次の書類を提出する。

- ① 他都道府県の公立高等学校を志願しないことを証明する書類
志願者の在学(出身)中学校長は、当該都道府県の公立高等学校を志願しないことを証明する書類を作成し、当該都道府県の教育委員会教育長の証明を受ける。
- ② 保護者が出願先の高等学校の通学区域に居住することになることを証明する書類
市町村長が発行する「住民票の写し」
ただし、住民登録ができない事情がある場合は、保護者の勤務先の所属長が発行する「転勤見込証明書」など、出願先の高等学校の通学区域に居住することになることを証明する書類で代替することができる。

11 願書受付

- (1) 出願書類を受け付けた際、受験番号を記入した受験票及び入学検定料納付済証明書を交付する。
志願者は、交付された入学検定料納付済証明書については、写しをとっておく。

(2) 本校校長は、志願者の入学願書について精査し、次の各号のいずれかに該当すると認められた場合は、入学願書の受付を取り消すことができる。

- ① 入学願書に記載した事項に虚偽があるとき
- ② 所定の手続きを経ないで、他通学区域から出願したとき

12 出願先変更

志願者は、令和5年2月9日(木)から2月13日(月)までの期間内で、1回に限り、出願先及び出願した選抜を変更することができる。

受付時間は、出願の場合と同じである。

ただし、土曜日及び日曜日及び祝日は受け付けない。

- (1) 本校内で出願した選抜を変更する場合は、新たに作成した入学願書及び受験票用紙に前期・連携型選抜出願先変更願を添えて、在学(出身)中学校長を通して本校校長に提出する。
ただし、中学校卒業後及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。
- (2) 他の高等学校へ出願先を変更する場合は、次の手続きによる。
 - ① 出願先の変更を希望する者は、前期・連携型選抜出願先変更承認書交付願を在学(出身)中学校長を通して先に出願した本校校長に提出する。
ただし、中学校卒業後及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。
 - ② 前期・連携型選抜出願先変更承認書交付願を受けた本校校長は、前期・連携型選抜出願先変更承認書及び前期・連携型選抜出願先変更連絡書を交付する。
 - ③ 出願先の変更を希望する者は、新たに作成した入学願書及び受験票用紙に上記前期・連携型選抜出願先変更連絡書を添えて、在学(出身)中学校長を通して変更先の高等学校長に提出する。
ただし、中学校卒業後及び卒業見込の者以外の者については、直接、変更先の高等学校長に提出する。
- (3) 出願先変更の際して新たに提出する入学願書には、「福島県収入証紙」及び「入学検定料納付済証明書」を貼付する必要はない。
ただし、出願先変更により入学検定料の不足が生ずる場合は、入学願書に不足額の「福島県収入証紙」を貼付する。
- (4) 出願先変更により特色選抜に新たに出願する者は、新たに作成した特色選抜志願理由書を在学(出身)中学校長を通して本校校長に提出する。
ただし、中学校卒業後及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。
- (5) 他の高等学校へ出願先を変更した場合、すでに交付を受けた受験票は返還する。

13 出願の取消し

- (1) 中学校卒業後及び卒業見込の者が前期選抜の出願を取り消す場合は、出願取消届を在学(出身)中学校長を通して出願期間終了後に本校校長に提出する。
- (2) 上記(1)以外の者は、出願取消届を出願期間終了後に、直接、本校校長に提出する。
- (3) 前期選抜の出願を取り消す者は、出願した本校に受験票を返還する。
ただし、すでに納付された入学検定料については返還しない。

14 選抜方法

- (1) 学力検査
前期選抜(特色選抜・一般選抜)の志願者全員に学力検査を課す。
学力検査は、県教育委員会が、同一の問題により県下一斉に実施する。
学力検査は、国語・社会・数学・理科・外国語(英語)の5教科とする。なお、外国語(英語)の検査には、「放送によるテスト」を含む。
学力検査の各教科の満点を50点、検査時間はそれぞれ50分とする。
- (2) 特色選抜
中学校長から提出された特色選抜志願理由書、調査書の審査結果、学力検査の成績及び特色選抜に係る面接を資料として、さらに作文を実施し、それらの結果を併せて資料として選抜を行う。
 - ① 特色選抜志願理由書
志願の動機・理由及び中学校在学中又は卒業後に体験し、身に付いたことや入学後、特に努力したいことについて、本人が記入する。
 - ② 調査書
「各教科の学習の記録」の評定については、135点満点、「特別活動等の記録」は、55点満点として、合計190点満点とする。
 - ③ 特色面接
個人面接を実施する。個人面接では、学ぶ意欲や基本的生活習慣、高校生活の抱負・関心等を見る。面接については、段階評価する。
 - ④ 特色検査
作文を実施する。与えられた題について400字以内で、自分の考えをまとめる。特色検査については、60点満点とする。
- (3) 一般選抜
中学校長から提出された調査書の審査結果及び選抜のための学力検査の成績を資料として、さらに一般選抜に係る面接を実施し、この結果を併せて資料として、本校の特色や学科の特性等に配慮

しつつ、その教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定して選抜を行う。

なお、特色選抜と一般選抜の両方に出願した志願者が、特色選抜に不合格になった場合は、一般選抜のみの志願者と併せて選抜の対象とする。

① 調査書

「各教科の学習の記録」の評定については、195点満点、「特別活動等の記録」は、55点満点として、合計250点満点とする。

学力検査と調査書の成績の比重は、同等とする。

② 一般面接

個人面接を実施する。個人面接では、学ぶ意欲や基本的な生活習慣、高校生活の抱負・関心等を見る。面接については、段階評価する。

15 学力検査・特色検査・特色面接・一般面接の日時及び会場

(1) 学力検査

① 日 時

令和5年3月3日(金) 午前9時～午後3時10分

② 受付時間

午前7時50分～午前8時20分

③ 受付場所

本校第1体育館

④ 会 場

本校各教室

⑤ 教 科

国語・社会・数学・理科・外国語(英語)

なお、外国語(英語)の検査には、「放送によるテスト」を含む。

⑥ 日 程

7:50 8:20 9:00 9:50 10:10 11:00 11:20 12:10 13:10 14:00 14:20 15:10

受 付	諸連 絡等	国 語 (50分)	休憩 (20分)	数 学 (50分)	休憩 (20分)	外国語 (英語) (50分)	昼 食 (60分)	理 科 (50分)	休憩 (20分)	社 会 (50分)
-----	----------	--------------	-------------	--------------	-------------	----------------------	--------------	--------------	-------------	--------------

⑦ 持ち物

受験票、筆記用具、上履き、ビニール袋(下足入れ)

(2) 一般面接

① 日 時

令和5年3月6日(月) 午前9時～正午頃

② 受付時間

午前8時30分～午前8時45分

③ 受付場所

本校第1体育館前

④ 会 場

本校各教室

⑤ 日 程

9:00～ 一般面接(個人面接)

⑥ 持ち物

受験票、筆記用具、上履き、ビニール袋(下足入れ)

(3) 特色検査・特色面接・特色選抜と一般選抜の併願者

① 日 時

令和5年3月6日(月) 午後1時30分～午後3時頃

② 受付時間

午後1時00分～午後1時15分

③ 受付場所

本校第1体育館前

④ 会 場

本校各教室

⑤ 日 程

13:30～14:10(40分) 特色検査(作文)

14:30～ 特色面接(個人面接)

⑥ 持ち物

受験票、筆記用具、上履き、ビニール袋(下足入れ)

16 合格者発表

(1) 令和5年3月15日(水)正午以降に本校で発表する。

(2) 合格者に対して、受験票と引き換えに、合格通知書を交付する。

(3) 提出書類の記載内容に事実と相違している点が認められたときは、合格を取り消すことがある。

17 追検査等の実施

追検査等の受験資格がある志願者は、前期選抜実施日に記録的な大雪や大地震等の非常災害による交通遮断等により欠席や大幅な遅刻を余儀なくされた者、インフルエンザ等学校感染症に罹患した状態にあり欠席した者、新型コロナウイルス感染症への対応として特別な措置が必要とされ欠席した者及び選抜の一部が未完了となった者(※)とする。なお、インフルエンザ等学校感染症とは、学校保健安全法施行規則第18条に定められた「学校において予防すべき感染症」(新型コロナウイルス感染症を除く。)を指すものとする。

追検査等の実施については、当該志願者が欠席した選抜を実施し、他の受験者と併せて判定する。

(※) ここでいう「新型コロナウイルス感染症への対応として特別な措置が必要とされ欠席した者及び選抜の一部が未完了となった者」の範囲については、令和5年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱「第5 その他」の「1 新型コロナウイルス感染症への対応について」に定めるところによる。

(1) 追検査等受験の手続き

インフルエンザ等学校感染症に罹患した志願者が、前期選抜実施日に欠席し、志願者本人が追検

査等の受験を希望する場合、インフルエンザ等学校感染症罹患患者追検査等受験願に医師の診断書を添付し、令和5年3月7日（火）午後4時までに本校校長へ提出する。その場合、在学（出身）中学校長は、事前に本校校長に連絡する。

新型コロナウイルス感染症への対応として特別な措置が必要とされ欠席した者及び選抜の一部が未完了となった者が追検査等の受験を希望する場合、インフルエンザ等学校感染症罹患患者追検査等受験願の追検査等受験願提出理由の欄に新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から受験できないこととされた理由を記入し、令和5年3月7日（火）午後4時までに本校校長へ提出する。その場合も、在学（出身）中学校長は、事前に本校校長に連絡する。

また、新型コロナウイルス感染症への対応として特別な措置が必要とされ、追検査等を欠席することが明らかな状態で、新型コロナウイルス感染症対応選抜第1日程への出願を希望する場合でも、追検査等受験の手続きを行う。その場合、在学（出身）中学校長は、事前に本校校長に連絡する。

なお、非常災害による交通遮断等により遅刻又は欠席した志願者の追検査等受験の可否については、本校校長と県教育委員会が協議し判断する。

追検査等の受験資格を認めた者に対して、本校校長は追検査等受験許可証を交付する。

(2) 定員について

定員枠については、募集定員の外枠とはしない。

(3) その他

令和5年3月3日（金）の学力検査の際、インフルエンザ罹患患者や体調不良者（ただし、新型コロナウイルス感染症への対応として特別な措置が必要とされる者を除く。）の別室受験についてはこれまでどおり認めることとする。この場合、学力検査を1教科でも受験した志願者は、追検査（学力検査）を受験できない。

(4) 追検査の日時及び会場

① 日 時 令和5年3月9日（木） 午前9時～午後5時頃

② 受付時間 午前7時50分～午前8時20分

③ 受付場所 本校第1体育館前

④ 会 場 本校各教室

⑤ 教 科 国語・社会・数学・理科・外国語（英語）

なお、外国語（英語）の検査には、「放送によるテスト」を含む。

⑥ 日 程

7:50 8:20 9:00 9:50 10:05 10:55 11:10 12:00 12:50 13:40 13:55 14:45 15:00～

受付	諸連絡等	国語 (50分)	休憩 (15分)	数学 (50分)	休憩 (15分)	外国語 (英語) (50分)	昼食 (50分)	理科 (50分)	休憩 (15分)	社会 (50分)	休憩 (15分)	特色面接 一般面接	特色 検査 (40分)
----	------	-------------	-------------	-------------	-------------	----------------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	--------------	-------------------

※特色選抜と一般選抜の併願者は、特色面接・特色検査を実施する。

学力検査 午前9時～午後2時45分

特色面接・一般面接 午後3時～

特色検査（作文） 特色面接・一般面接終了後、40分間実施

⑦ 持ち物

受験票、筆記用具、上履き、ビニール袋（下足入れ）

18 その他

(1) 前期選抜の追検査等を、新型コロナウイルス感染症への対応として特別な措置が必要とされ欠席した志願者及び選抜の一部が未完了となった者は、新型コロナウイルス感染症対応選抜第1日程に出願することができる。

(2) この要項に記載されていない事項は令和5年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱による。